

# 2021年度の年金額は0.1%引き下げ 将来世代の給付水準確保に向けた改革を

政策調査部主席研究員

堀江奈保子

03-3591-1308

naoko.horie@mizuho-ri.co.jp

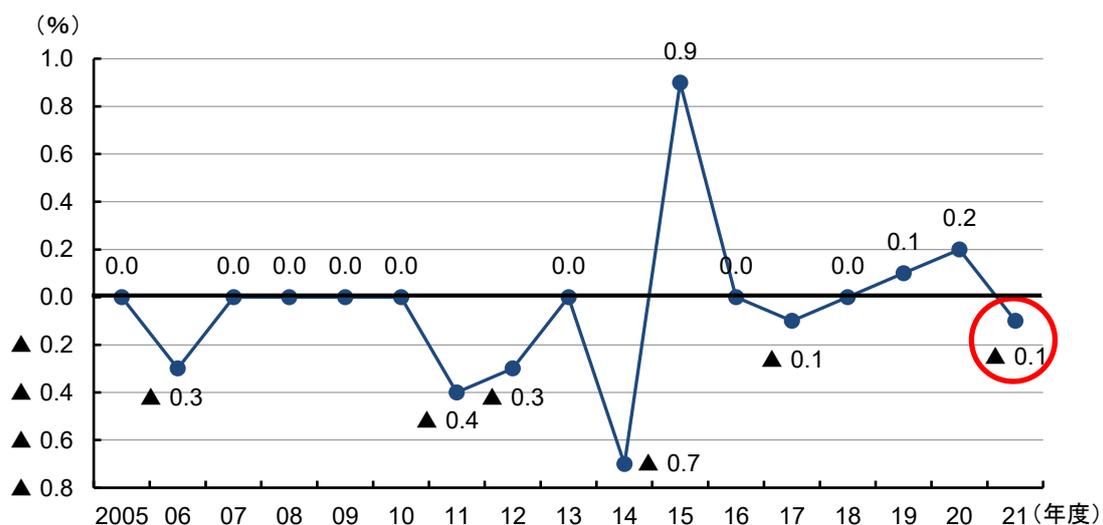
- 2021年度の年金額は、2020年度より0.1%減額される。2017年度以来、4年ぶりのマイナス改定である。マクロ経済スライドによる調整は行われず、未調整分は翌年度以降に繰り越される
- マクロ経済スライドは、2004年の年金改正で制度が導入されてから3回しか実施されておらず、年金給付水準の抑制が遅れている。将来世代の年金給付水準確保が今後の重要な課題である
- 次の年金改正に向け、マクロ経済スライドの実施方法の見直しや、基礎年金の加入期間の延長などにより、将来の年金額の底上げを図る改正を早急に検討すべきである

## 1. 2021年度の年金額が決定

厚生労働省は、2021年1月22日に2021年度の年金額について2020年度から0.1%の引き下げと発表した。2017年度以来、4年ぶりのマイナス改定となった（図表1）。

なお、2021年度については、公的年金被保険者数の変動率と平均余命の伸びを勘案した一定率に基づき年金改定率を抑制する「マクロ経済スライド」は実施されない。

図表1 年金改定率の推移



(注) 2013年度は、4月の年金改定率はゼロであったが、10月に特例水準の解消として1.0%の引き下げが実施された。2015年度の年金改定率が高いのは、2014年4月に消費税率が8%へ引き上げられた影響等により、2014年の物価上昇率が大きかったことによる。

(資料) 厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

年金額は、その実質的な価値を維持するため、賃金や物価の変動率に応じて毎年度改定されている。原則として、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）は名目手取り賃金変動率（以下、賃金変動率）に応じて、受給中の年金額（既裁定年金）は物価変動率に応じて改定される。2021年度の年金額改定の基準となる賃金変動率は▲0.1%、物価変動率は0.0%となった。2021年度からは、賃金変動率が物価変動率を下回る場合には、新規裁定年金、既裁定年金ともに、賃金変動率に合わせた改定が徹底されることから、2021年度の年金改定率はいずれも▲0.1%となった<sup>1</sup>（図表2）。

また、マクロ経済スライドによるスライド調整率は▲0.1%であるが、賃金や物価による年金改定率がマイナスの場合にはマクロ経済スライドは実施されないため、2021年度の年金額改定には反映されず、未調整分は2022年度以降に繰り越される。

公表された2021年度の年金額（67歳以下の新規裁定者の年金額）の例をみると、①国民年金のみに加入し老齢基礎年金を満額受給する場合は月額65,075円、②平均的な収入（平均標準報酬（賞与を含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合の夫婦2人分の老齢基礎年金を含む年金額は同220,496円である（図表3）。

**図表 2 2021 年度の年金額改定に関する指標**

物価変動率	2020 年の物価変動率（総合）	0.0%
名目手取り賃金変動率	実質賃金変動率（2017～2019 年度の平均） ▲0.1% ×2020 年の物価変動率 0.0% ×2018 年度の可処分所得割合変化率 0.0%	▲0.1%
マクロ経済スライドによるスライド調整率	公的年金被保険者数の変動率（2017～2019 年度の平均） 0.2% ×平均余命の伸びを勘案した一定率 ▲0.3%	▲0.1%
未調整分のスライド調整率	過去の繰り越し	なし
年金改定率		▲0.1%

（資料）厚生労働省「令和3年度の年金額改定について」（2021年1月22日）等より、みずほ総合研究所作成

**図表 3 2021 年度の新規裁定者（67 歳以下）の年金月額の例**

	2020 年度	2021 年度
① 国民年金（老齢基礎年金（満額）：1 人分）	65,141 円	65,075 円 （▲66 円）
② 厚生年金（夫婦 2 人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	220,724 円	220,496 円 （▲228 円）

（注）老齢基礎年金は保険料納付済期間が40年で満額となる。②厚生年金は平均的な収入（平均標準報酬（賞与を含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金額（老齢厚生年金と夫婦2人分の老齢基礎年金（満額））。

（資料）厚生労働省「令和3年度の年金額改定について」（2021年1月22日）より、みずほ総合研究所作成

## 2. 世帯別の年金月額

公表された2021年度の年金月額の例は、①老齢基礎年金（満額）1人分と、②夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額のみである。②は、平均的な収入で40年間就業した場合の夫婦2人分の老齢基礎年金を含む世帯の年金月額であるが、「平均的な収入」は男性の平均的な収入であり、月額換算43.9万円（賞与を含む年収の12分の1）である。夫婦ともに40年間就業し、夫婦の合計収入が同額の月額換算43.9万円であれば、世帯の年金額は同じになるものの、夫婦の就業期間や収入水準により厚生年金世帯の年金額は大きく異なる。

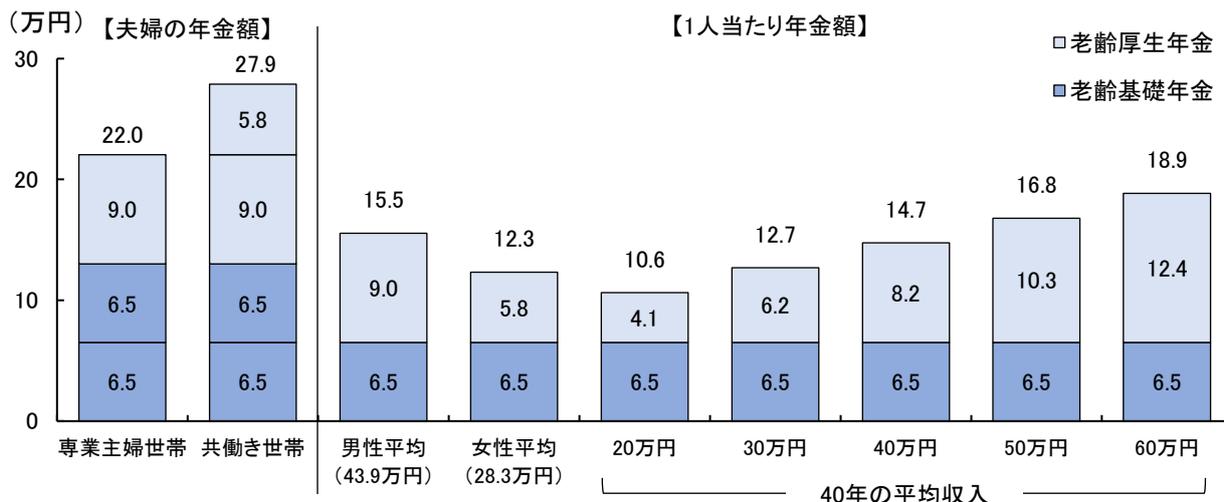
そこで、厚生年金世帯について、男女別の平均的な収入から年金月額を算出した。まず、1人当たりの年金月額は、男性の平均的な収入で40年間就業した場合には15.5万円、女性の平均的な収入で40年間就業した場合には12.3万円である。夫婦がともに男女別の平均的な収入で40年間就業すると、両者の合計は27.9万円となる（図表4）。

また、40年間就業し、その間の平均収入別の年金額は、老齢厚生年金が収入に比例して増えることから、月額換算20万円10.6万円、同30万円12.7万円、同40万円14.7万円、同50万円16.8万円、同60万円18.9万円となる（図表4）。

## 3. 将来の年金給付水準の確保に向けた選択肢

2019年度と2020年度の年金額改定では、2年連続でマクロ経済スライドが実施され、わずかながらも年金額の抑制が進んだ。2021年度は再びマクロ経済スライドが実施されず、その分の抑制は2022年度以降に繰り越された。ただし、2021年度からは年金額改定ルールが変更され、賃金変動率に合わせた▲0.1%の改定となることから、これまでのルールよりは年金額が抑制された。年金減額は、受給者世代には厳しいものの、年金制度を支える現役世代の賃金水準が低下しているなかではやむを得ないであろう。

図表4 世帯別の年金月額の例（2021年度）



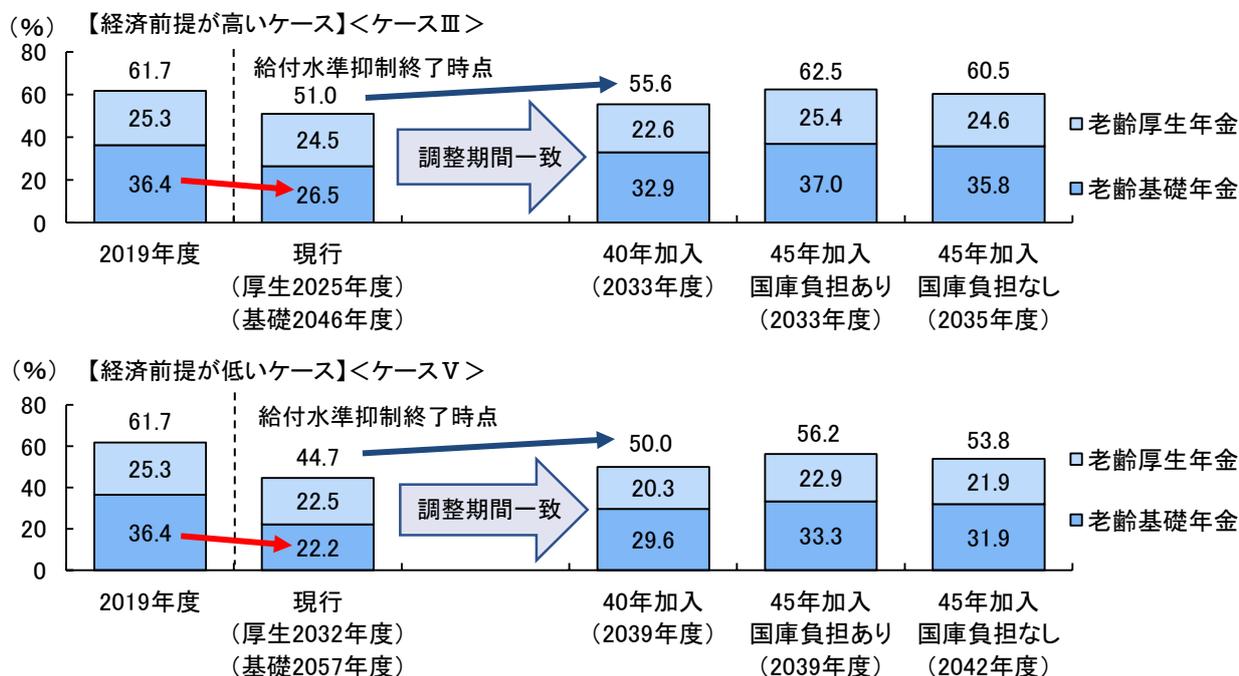
(注) 平均収入は平均標準報酬（賞与を含む月額換算、年収の12分の1）。女性の厚生年金は2018年度の女性の平均収入（短時間被保険者を除く）から算出した。各40年加入した場合の年金額。四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

(資料) 厚生労働省「令和3年度の年金額改定について」（2021年1月22日）、「厚生年金保険・国民年金事業年報」（2018年度）より、みずほ総合研究所作成

マクロ経済スライドが順調に実施され、年金給付水準の抑制が早期に進むと、現在の年金受給者の給付水準が抑制される分、将来の年金受給者の給付水準が確保される。これまで賃金や物価がほとんど伸びなかったことから、マクロ経済スライドが実施されたのは2004年の年金改正で制度が導入されてから3回のみであり、当初見通しより年金給付水準の抑制がかなり遅れている。年金の長期的な安定性を維持する観点からも、賃金や物価の下落時においても継続的にマクロ経済スライドを実施し、早期に給付水準の抑制を進めることについて検討すべきであろう。

マクロ経済スライドによる年金額抑制は、年金財政の均衡を図ることができると見込まれる場合に終了する。現行では、年金額抑制の終了時期の見通しは、厚生年金と基礎年金で異なり、厚生年金が先に終了し、基礎年金の終了が遅れる<sup>2</sup>。これが、将来の基礎年金の水準低下の要因になっている。例えば、夫が40年間平均的な収入の会社員で、妻が40年間専業主婦であった世帯の2019年時点の所得代替率（夫婦の年金額が現役世代の平均手取り賃金に対する割合）は全体で61.7%、うち厚生年金が25.3%、基礎年金が36.4%である。厚生労働省が2020年12月に発表した試算結果によると、経済前提が高いケース（2019年の財政検証のケースⅢ<sup>3</sup>）による見通しであっても、マクロ経済スライド終了後の将来の所得代替率は全体で51.0%、うち厚生年金が24.5%、基礎年金が26.5%と基礎年金の低下が著しい。経済前提が低いケース（同ケースⅤ）による見通しでは、更に基礎年金の低下が大きい（図表5の赤矢印部分）。

図表5 所得代替率と給付水準調整期間の見通し



(注) 1. 現行は、2020年の年金改正法を反映したもの。( )内は、マクロ経済スライドによる給付水準の調整が終了する年度。  
 2. 所得代替率は、平均的な収入（月額換算43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金額（老齢厚生年金と夫婦2人分の老齢基礎年金）が現役世代の平均手取り賃金に対する割合。  
 3. 2019年財政検証をベースに実施された追加試算の結果。厚生年金と基礎年金の調整期間を一致させた場合の効果の試算で、45年加入は基礎年金を45年加入（20～64歳）とし、延長期間にかかわる基礎年金の給付に2分の1の国庫負担がある場合とない場合のもの。

(資料) 社会保障審議会年金数理部会資料（2020年12月25日）より、みずほ総合研究所作成

同試算では、厚生年金と基礎年金の年金額抑制の終了時期（マクロ経済スライドによる調整期間）を一致させた場合の結果が示されている。経済前提が高いケース、低いケースともに、厚生年金と基礎年金の抑制終了時期を一致させると基礎年金の抑制終了時期が早まり、全体の所得代替率は上昇する。経済前提が高いケースでは、全体の所得代替率が51.0%から55.6%へ、低いケースでは同44.7%<sup>4</sup>から50.0%となる（図表5の青矢印部分）。

さらに、基礎年金の加入期間を現行の40年（20～59歳）から45年（20～64歳）へ5年延長した場合の所得代替率も試算されている（図表5）。経済前提が高いケースでは、国庫負担<sup>5</sup>ありの場合には全体の所得代替率は62.5%へ、国庫負担なしの場合には同60.5%へ、低いケースでは、国庫負担ありの場合には同56.2%へ、国庫負担なしの場合には53.8%へ上昇する。

厚生年金と基礎年金のマクロ経済スライドによる調整期間を一致させるには、基礎年金拠出金<sup>6</sup>の仕組みの見直しが必要となるが、将来世代の所得代替率の上昇につながるのであれば<sup>7</sup>、今後の年金改正を考える上で有力な選択肢のひとつとなろう。

加入期間の延長については、60歳代の就業者が増加しているなか、少なくとも65歳になるまで延長し、将来の基礎年金の給付水準の底上げを図るべきである。

---

<sup>1</sup> 2016年改正による。年金制度の支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、現役世代の負担能力が低下しているとき（貸金変動率がマイナスのとき）は、既裁定年金も貸金変動に合わせて改定される。

<sup>2</sup> 国民年金と厚生年金で財政状況が異なることから、基礎年金と厚生年金で給付水準の抑制の終了年度に差が生じる。給付水準の抑制は、まず、国民年金の長期的な財政が均衡するように、基礎年金の給付水準の抑制期間が決定され、その給付水準を踏まえて厚生年金の財政が均衡するように厚生年金部分の給付水準の抑制期間が決定される。

<sup>3</sup> 2019年に実施された財政検証では、ケースⅠ（高）からケースⅥ（低）まで6通りの経済前提に基づき、それぞれの年金財政の見通しが示されている。2020年12月の試算では、このうちのケースⅢとケースⅤに基づき、2020年の年金改正を反映させた結果が示されている。

<sup>4</sup> 制度上、所得代替率は50%を維持することとされており、50%を下回る場合には給付と負担の在り方について検討が行われることとされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準の抑制を進めた場合の試算結果。

<sup>5</sup> 基礎年金の財源は2分の1が国庫負担である。加入期間を5年延長すると、その間の国庫負担の財源をどうするか課題となる。

<sup>6</sup> 基礎年金の給付のための国民年金、厚生年金からの拠出金。

<sup>7</sup> 厚生年金の所得代替率は低下するため、現役時代の高所得者は給付水準が低下する。

---

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。